社会福祉法人都城市社会福祉協議会　令和６年度第１回評議員会　議事録

招集通知年月日　令和６年５月２３日（木）
開　催　日　時　令和６年６月１８日（火）１３時３０分～１４時１９分
開　催　場　所　都城市総合社会福祉センター２階研修室
出席した評議員　評議員１７名（評議員定数７名以上２４以内）
瀬戸山敏朗、福丸良秋、鬼束巖、迫田善子、榎木やすよ、
前田薫、新原明義、八反田久実、三輪誠、肥後信行、豊留なほ子、
益留眞由美、川村幸一郎、満園真由美、川口貴博、折田健太郎、
日高覚助
欠席した評議員　評議員４名
桑山英久、藤﨑裕人、和田建一朗、石原祥子
説明のため出席した役員　理事２名
会長　島津久友　常務理事　杉元智子
監事２名
髙野眞、柿木一範
説明のため出席した職員　事務局１２名
大田勝信、櫻田賢治、黒原清美、大牟田智子、森山慎悟、田村真一郎
白尾清美、星村太一、又木勝人、栗山将平、富山裕美、井上優子
招集者出席の有無　会長　島津久友　出席
議事録作成職務者　栗山将平
議　事　の　結　果

定刻に至り、事務局井上優子が開会を宣言。まず、定款に基づき、会議の成立を確認。次に定款に基づき、福丸良秋評議員を議長に選任し、議長は、迫田善子評議員、八反田久実評議員を議事録署名人に指名して、直ちに議事に入った。
審議の結果、次表のとおり、全会一致で議決された。

議案第１号	社会福祉法人都城市社会福祉協議会定款の一部を改正する定款の制定について	可決
議案第２号	令和５年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業報告について	可決
議案第３号	令和５年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出決算について	可決
監査報告		
議案第４号	社会福祉法人都城市社会福祉協議会理事の補充選任について	可決

終　了　時　刻　１４時１９分

議　事　の　経　過

福丸良秋議長「それでは議事に入らせていただきます。議案第１号社会福祉法人都城市社会福祉協議会定款の一部を改正する定款の制定について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局櫻田賢治「社会福祉法人都城市社会福祉協議会の定款の一部を変更することについて、定款第１２条第１項第７号の規定に基づき、評議員会の議決を求めるものでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ただいま説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。」

議長「質問がないようですので、採決を行います。議案第１号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。」

“異議なし”の声あり、

議長「ありがとうございます。異議なしと認めます。従いまして、議案第１号は原案のとおり可決されました。」

議長「それでは次に議案第２号並びに第３号、そして監査報告まで関連がございますので、一括でご審議いただきたいと思います。それでは、議案第２号令和５年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業報告について、議案第３号令和５年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出決算について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局大田勝信「議案第２号令和５年度都城市社会福祉協議会事業報告について、並びに議案第３号令和５年度都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出決算について、都城市社会福祉協議会令和５年度事業が令和６年３月３１日をもって完了致しましたので、事業報告並びに決算について定款第１２条第１項第５号の規定に基づき、評議員会の承認を求めるものでございます。事前に令和５年度事業報告書と収支決算書をお送りいたしましたが、本日は当日資料としてお配りした社協ガイドブックで一括して説明をいたします。」（以下、資料に基づいて説明）

事務局大田勝信「続いて社協ガイドブックに、社協の経営状況ということで書いておりますので、こちらをもって収支決算に代えさせていただきます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたので、ここで監査報告をお願いします。」

髙野眞監事「それでは監査報告をさせていただきます。事業監査を去る５月１６日・１７日の２日間、それから会計監査を坊野監事・柿木監事で１７日の１日行いました。令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの令和５年度事業ということで、事業報告等の監査結果については私髙野から、計算関係書類及び財産目録の監査結果については柿木監事からご報告をさせていただきます。まず事業報告等の監査結果についてです。監査の方法及びその内容については、各自で資料をご確認ください。この方法に基づき、監査意見についてご報告させていただきます。まず監査意見①の事業報告等については、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。各担当課長との詳細なヒアリングにより、事業報告書を見れば済むことではない部分についてもたくさんお話しいただき、なるほどと感じたところです。必要なことは各担当課長にお伝えしてありますが、いくつか抜粋してお話させていただきます。事業報告書の１８ページから２１ページに特記事項とあり、令和５年度の重点的な事業が書かれている部分になりますが、その評価についてご報告いたします。新型コロナウィルス感染症の位置付けが、ちょうど１年前の５月８日に２類相当から５類相当になりました。そういう状況の中でこの１年を振り返れば、コロナウイルス感染拡大時は、日常生活が大きな影響を受け、社協活動、業務執行、ボランティア活動等が非常に制限された１年でありましたが、昨年１年は５類に引き下げられることによって、完全に制限が解除した年でありました。そのことから考えれば、この社協内の各関連部署はじめ、各福祉医療関係機関、各地域の団体組織が、当たり前の活動として、各人が社会的福祉的課題を抱えるニーズに寄り添って、課題解決に向けた合理的、そして積極的な連携と協働の取組みとして再開されたということがこの１年間の大きな成果だろうと考えております。この事業報告書の至る所にそのような姿勢が見えてきましたし、今回ヒアリングした中からも改めて確認できました。そういう意味で、この事業の重点的な取組みの部分がこの１年間の大きな成果だったのだろうと思います。２４ページからは、個別シートというものがあり、各事業の報告になっております。これを読むと社協の歴史を感じることができます。まず地域福祉部門では、コロナ渦中での活動の反省を踏まえて、各地区社協での活動支援が、子どもから障がい者、高齢者まで多様なニーズに対応していくために、今後の各地域の支援活動を担う人たちがどうなのだろうということを感じました。人材の育成には、社協人事もそうですが、地域で実際に活動していく人々に寄り添い、具体的に寄り添っていける人材を地域でどう育てていくのかが大きな課題ではないかと感じました。サテライト部門では、コロナ後の１年間利用者が増えたということで、地域の人たちは待っていたんだなと

感じました。活動や集まる場所、子どもや高齢者、障がい者などの居場所づくりがコロナが収束してやっとできたという広がりを感じることができました。そういう意味では、サテライトのスタッフの皆さんの努力も感じられましたし、あと２、３年経つと次の指定管理の課題も生まれてきます。そのあたりが今後の検討材料になるのではないでしょうか。生活支援部門では、統合型総合支援窓口を市庁舎内に開設したということが大きな成果になるかと思いますが、個別の相談も増えたということ、またそれに対応すべく、他の専門機関、専門職等からの相談も増えてきて非常に充実感があった、関係機関と重層的に連携する機会が増えて課題解決への迅速化という成果が上がってきた、との報告を受け、なるほどと思いました。併せて、コロナ後、障がい者虐待防止センターへの障がいの種別を問わない相談が非常に増加してきたということと、時間をかけてその方々とゆっくり相談したり傾聴する機会がなかなかつくりだせない等、需要に追い付けない状況があり、相談支援員さんたちに苦情がでてきた、ということが少し気になりました。今後、そのあたりをどう解消するか、つまり、一人の相談員だけに任せずに、チームワークとして部署の中でお互い共有し合うような仕組みについてみんなで意識しないといけないのかなと思ったところです。在宅福祉部門では、介護保険制度の見直しに伴う人材不足の解消を目指しており、介護職の職務の安定的な遂行、あるいは処遇改善と働く環境整備の努力がうかがえました。一方で、介護予防の介護報酬の低さが減収減益の原因と考えられ、少し収入が下がっている状況が見えておりますが、まだまだこのあたりは、国の制度のこともあるでしょうが改善の努力が必要であることを認識しました。点字図書館部門では、視覚障がい者の孤立化防止というところを主眼に一年間活動されています。コロナ禍で外出できないということもありますが、視覚障がいがあるがために外出が困難である方々がたくさんいらっしゃいますし、そういう意味では情報提供や視覚障がい者の社会参加を、社会資源との連携と協力でその実現を拡大したことが、点字図書館の役割として１年間努力されたということでした。そのことにより生活の質の向上が非常に図られたという実践報告もありました。子育ち応援部門では、谷頭こども園が完成し、子育ち環境の整備と働きやすい職場環境の整備ができたことは、とてもよかったことだと思っています。地域の方々も非常に喜んでいらっしゃいました。それと情報発信が非常に上手だと思います。ＳＮＳでの発信やその他の広報紙を通して、保育園・こども園のある地域の方々や周辺の方々に対して、こども園の行事や地域交流事業等の参加に関する広報、それが功を奏して、参加者も多く各園に大きな成果があったのではないかとうれしく思います。いかに広報が大事かということを感じました。総務部門では、新たな都城市社会福祉協議会の基本方針、基本理念の創設にかなり時間をかけて努力されたこと、次へのバージョンアップが期待されるところであります。以上がそれぞれの事業報告ですが、その他、重要な規程・決裁書類の通査の状況についても報告させていただきます。出勤簿・超過勤務等はデジタル化されており、個人のデジタル機器から出退勤・休暇等の申請を行っております。たまたまサテライト部門のヒアリングの際に、プリントアウトされた記録を見せていただきました。記録が記録としてきちんと残るということに非常に安心しました。ただ個人情報ですので、個人情報取扱規程等の遵守、あるいはセキュリティ強化に気を付ける必要があると思います。また、各担当課長からの起案書・報告書・復命書等莫大な資料を読ませていただきましたが、文書取扱規程に沿ってそれぞれの区別が明確にされており、紛失することなく整理保管されておりました。特に研修報告書や復命書には専門職としての知見を基にした記述が多く、真摯な姿勢で研修報告あるいは復命をされており、とても勉強されているなと感じました。それから、これまで起案書、特に執行日の日付の不備については随分指摘をさせていただきましたが、今回は全く無記載がなくきちんとされておりました。今後もコンプライスやリスクマネジメントへの意識向上についてお願いしたいと思います。職員配置基準や安全対策についても監査基準の一つでありますが、職員配置は国の基準どおり運営されており、また安全対策も適正な規定が設けられ、適正な訓練等も行われており、非常に安心したところです。次に監査意見②の理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認め

られませんというところでございますが、法人運営をしていくために、法人運営が定款の目的、法令等に基づいて適切に行われ、実際の法人業務の執行に問題がなく合理的に行われているかというのが監査の視点であり、そういう視点で関係書類を通査させていただきました。その結果、規程の制定及び変更を含め全てきちんと整理されておりました。理事会等の開催時期の通知、定足数を満たしているか、議決要件について理事会の場での要件が守られているか、議事録がきちんとされているか、会長の専決事項が適切に処理されているかというところを見させていただきました。全て規程通りに処理されており問題はないかと思います。最後になりますが、二日間にわたる業務監査で非常に多岐多様にわたるヒアリングとなりました。毎年のごとくですが、担当者、職員の真摯さ必死さというものが伝わってくるものでした。どの部署においても地域福祉というキーワードを意識したより緻密な事業の展開と、ウィズコロナの時にあっても生活の困難に遭遇する地域の方はたくさんいらっしゃいます。そういう人々のニーズの解決に、あくまでも生活者の視点を持ってそこに立って活動することが優先されることを期待したいと思います。今年は地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進ということで、都城市では来年度新しく地域福祉計画を策定するため、今年度がその計画の見直しの時期だと聞いております。社協もこの１年、５年度の実績を踏まえて、地域活動、地域福祉活動計画のより具体的な実践に向けて、ますます機能強化が期待されると思っています。地区社協とともに地域の人々の困りごとにきちんと対応できるような形をつくっていただければいいかなと思います。以上の意見を添えて業務報告といたします。」

柿木一範監事「令和５年度の収入支出決算についての監査報告を申し上げます。去る令和６年５月１７日金曜日、午前９時３０分から午後３時まで、当社会福祉センター１階会長室で会計監査を実施いたしました。私と坊野監事が会計監査について、それぞれ拠点区分ごとに法人運営事業、地域福祉活動推進事業、障害福祉支援事業、障害福祉サービス事業、介護保険等の事業、保育事業などを、担当者から執行状況の聞き取り、精査を行いました。その結果、当該年度の事業報告書、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表および財産目録などについて、この内容を証するための契約書、関係帳簿、銀行通帳等の証拠書類等を慎重に監査しましたところ、５ページの監査報告書に記しているとおり、いずれも適正に示していることを認めます。以上、監査報告を申し上げます。」

議長「ありがとうございました。ただいま事務局からの説明と監査報告がありました。ここで質疑等をお受けしたいと思います。ご質問等ある方はよろしくお願いします。」

議長「質問ございませんか。それでは質疑等ないようでございますので、議案第２号並びに議案第３号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。」

“異議なし”の声あり、

議長「ありがとうございます。異議なしと認めます。従いまして、議案第２号並びに議案第３号は原案のとおり可決されました。」

議長「それでは続きまして、議案第４号社会福祉法人都城市社会福祉協議会理事の補充選任についてに、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局櫻田賢治「議案第４号社会福祉法人都城市社会福祉協議会理事の補充選任について定款第１２条第１項第１号の規定に基づき評議員の議決を求めるものです。理事の選出区分において福祉事業経営団体代表という枠があります。都城市社会福祉協議会に事務局があります都城市社会福祉施設等連絡会の会長に就任いただいておりますが、先般の総会にて会長が小倉会長より田中会長に交代ということでの議案になります。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「それではただいま事務局より説明が終わりましたので、ご質問等をお受けしたいと思います。」

議長「ご質問等ないようでございますので、お諮りいたします。議案第４号につきまして原案のとおり承認することにご異議ございませんか。」

“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして議案第４号は原案のとおり可決されました。」
議長「それでは、以上で議題はすべて終了いたしましたので、協議については終了したいと思います。これで私の議長の席を退任させていただきます。ご協力誠にありがとうございました。」
事務局井上優子「それでは、以上をもちまして令和６年度第１回評議員会を閉会いたします。皆様ご協力ありがとうございました。」

以上の議決を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人は議事録に記名押印する。

令和６年　　月　　日

議　　長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

議事録署名人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

議事録署名人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印